

令和7年第2回定例会を開催しました

(令和7年6月3日から19日まで)

土浦市教育支援センター条例の制定についてや、物価高騰対応重点支援給付金給付事業費の計上などの令和7年度一般会計補正予算（第1回）など、土浦市長から提出された議案等の審議を行い、原案どおり可決、同意しました。

一般質問

15名の議員が3日間にわたり、一般質問を行いました。

6月9日

篠塚昌毅／矢口勝雄／福田勝夫
古沢喜幸／滝田賢治／奥谷崇

6月10日

田中義法／根本法子／菅井歩美
平石勝司／竹内裕／柳澤健二

6月11日

吉田千鶴子／平岡房子／目黒英一

永年在職議員表彰

全国市議会議長会より、
永年在職議員として、
4名の議員が表彰され
ました。

議員在職10年以上

下村 壽郎
今野 貴子
島岡 宏明
勝田 達也



写真（後列左から 勝田議員、島岡議員、前列左から 今野議員、下村議員）

目次

- 表紙 1
- 令和7年第2回定例会の結果 2
- 一般質問
 - 篠塚昌毅・矢口勝雄・福田勝夫 3
 - 古沢喜幸・滝田賢治・奥谷崇 4
 - 田中義法・根本法子・菅井歩美 5
 - 平石勝司・竹内裕・柳澤健二 6
 - 吉田千鶴子・平岡房子・目黒英一 7
- 議長あいさつ、議会内人事 8
- 令和7年第3回定例会（9月）の日程（予定） 8
- 編集後記 8

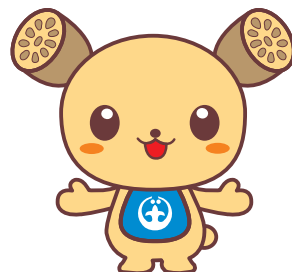
< インターネットで市議会の様が見られます >

土浦市のホームページから「土浦市議会事務局」→「本会議録画配信」を選択してください。

< 議会の会議録は次の施設で閲覧できます >

- 土浦市立図書館 ○各中学校区の地区公民館
- 支所・出張所（都和・南・神立・新治・上大津）

※最新となる会議録（R7年第2回）は、8月下旬に閲覧が可能となります。



▶▶▶令和7年第2回土浦市議会定例会 議案等議決結果▶▶▶

議案番号等	件 名	上程年月日	議決年月日	結 果
	会期の件	7. 6. 3	7. 6. 3	原案可決
報告第7号	専決処分の承認について (土浦市税条例の一部改正について)	7. 6. 3	7. 6. 3	承 認
報告第8号	専決処分の承認について (土浦市国民健康保険税条例の一部改正について)	7. 6. 3	7. 6. 3	承 認
報告第9号	専決処分の報告について (和解について)	7. 6. 3	7. 6. 3	報 告
報告第10号	専決処分の報告について (和解について)	7. 6. 3	7. 6. 3	報 告
報告第11号	専決処分の報告について (和解について)	7. 6. 3	7. 6. 3	報 告
報告第12号	専決処分の報告について (和解について)	7. 6. 3	7. 6. 3	報 告
報告第13号	専決処分の報告について (和解について)	7. 6. 3	7. 6. 3	報 告
報告第14号	予算の繰越しについて (令和6年度土浦市一般会計継続費繰越計算書)	7. 6. 3	7. 6. 3	報 告
報告第15号	予算の繰越しについて (令和6年度土浦市一般会計繰越明許費繰越計算書)	7. 6. 3	7. 6. 3	報 告
報告第16号	予算の繰越しについて (令和6年度土浦市一般会計事故繰越し繰越計算書)	7. 6. 3	7. 6. 3	報 告
報告第17号	予算の繰越しについて (令和6年度土浦市駐車場事業特別会計繰越計算書)	7. 6. 3	7. 6. 3	報 告
報告第18号	予算の繰越しについて (令和6年度土浦市水道事業会計予算繰越計算書)	7. 6. 3	7. 6. 3	報 告
報告第19号	予算の繰越しについて (令和6年度土浦市下水道事業会計継続費繰越計算書)	7. 6. 3	7. 6. 3	報 告
報告第20号	予算の繰越しについて (令和6年度土浦市下水道事業会計予算繰越計算書)	7. 6. 3	7. 6. 3	報 告
報告第21号	一般財団法人土浦市産業文化事業団の令和7年度事業計画について	7. 6. 3	7. 6. 3	報 告
報告第22号	一般財団法人土浦市農業公社の令和7年度事業計画について	7. 6. 3	7. 6. 3	報 告
報告第23号	株式会社ラクスマリーナの令和7年度事業計画について	7. 6. 3	7. 6. 3	報 告
	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	7. 6. 3	7. 6. 3	選 挙
議案第47号	土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	7. 6. 3	7. 6. 19	原案可決
議案第48号	土浦市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	7. 6. 3	7. 6. 19	原案可決

議案番号等	件 名	上程年月日	議決年月日	結 果
議案第49号	土浦市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について	7. 6. 3	7. 6. 19	原案可決
議案第50号	土浦市文化財保護条例の一部改正について	7. 6. 3	7. 6. 19	原案可決
議案第51号	土浦市教育支援センター条例の制定について	7. 6. 3	7. 6. 19	原案可決
議案第52号	土浦市国民健康保険出産費資金貸付条例の廃止について	7. 6. 3	7. 6. 19	原案可決
議案第53号	令和7年度土浦市一般会計補正予算 (第1回)	7. 6. 3	7. 6. 19	原案可決
議案第54号	令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算 (第1回)	7. 6. 3	7. 6. 19	原案可決
議案第55号	令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1回)	7. 6. 3	7. 6. 19	原案可決
議案第56号	川口運動公園管理事務所耐震補強等改修工事請負契約の締結について	7. 6. 3	7. 6. 19	原案可決
議案第57号	財産の取得について (中学校教育用コンピュータ機器)	7. 6. 3	7. 6. 19	原案可決
議案第58号	財産の取得について (電子黒板システム)	7. 6. 3	7. 6. 19	原案可決
議案第59号	市道の路線の認定について	7. 6. 3	7. 6. 19	原案可決
議案第60号	損害賠償 (解約金) の額の決定について	7. 6. 3	7. 6. 19	原案可決
議案第61号	土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について	7. 6. 11	7. 6. 19	原案可決
議案第62号	土浦市監査委員の選任の同意について	7. 6. 19	7. 6. 19	原案同意
議案第63号	土浦市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	7. 6. 19	7. 6. 19	原案同意
	発言の取消しについて	7. 6. 19	7. 6. 19	許 可
	土浦市議会議長の選挙について	7. 6. 19	7. 6. 19	選 挙
	土浦市議会常任委員会委員の選任について	7. 6. 19	7. 6. 19	選 任
	土浦市議会議会運営委員会委員の選任について	7. 6. 19	7. 6. 19	選 任
	閉会中の事務調査について	7. 6. 19	7. 6. 19	原案可決

＜欠席議員＞ 6月9日(月)田中義法議員、10日(火)島岡宏明議員、11日(水)田中義法議員

令和7年第2回定例会休会中の常任委員会審査

◆6月11日(水) 予算決算委員会

◆6月12日(木) 文教厚生委員会・予算決算委員会文教厚生分科会

◆6月13日(金) 総務市民委員会・予算決算委員会総務市民分科会
産業建設委員会・予算決算委員会産業建設分科会

◆6月17日(火) 予算決算委員会

土浦市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について原案同意しました。

●土浦市固定資産評価審査委員会委員
櫻井智佳子氏
山口烈氏
永井匡氏

土浦市監査委員の選任の同意について原案同意しました。

●土浦市監査委員
小坂博氏



一般質問

紙面の都合上、要旨を掲載しています。



篠塚 昌毅
【一括質問一括答弁】

Q1

本市特産物のブランドアップについて

- れんこんのブランドアップの取組
- 梨のブランドアップの取組
- 花き類のブランドアップの取組

A1

【産業経済部長】

(1) 令和6年度に土浦市日本一のれんこん産地推進協議会を立ち上げ、生産者や集出荷事業者、飲食店経営者などとともに、れんこんのおいしさや、多様な料理への活用方法の発信などに取り組んでおります。また、販売促進の取組では、店頭で商品価値やその魅力を伝え、消費者の購買意欲を後押しできるよう、れんこん料理のレシピを掲載したPR用ポップデザインを作成し、全国イオン系列店舗の青果売場約100店で販売強化PRを行いました。今後はこれまでの取組を継続しながら、課題解決に向けた戦略を立て、土浦のれんこんが持つ価値を更に高めていけるよう努めてまいります。

(2) 消費者に信頼される安心・安全で高品質な生産が行われるよう、梨の生産振興に当たり、土浦市果樹産地構造改革計画を作成し、補助事業の導入や融資制度などによる支援を行っております。今後も生産者の方々の良いものを作っていきたいという思いを大事にしながら、土浦ブランドとしての認定や、ふるさと納税返礼品での活用などにより、更なるブランドアップを図ってまいります。

(3) 生産技術や花の魅力に触れていたで機会を創出するとともに、PRによる消費拡大につなげるために、6月11日から17日までの1週間、花の産地

動画は



こちらから

Q2

協働のまちづくりファンド事業の実績と今後の方向性について

- ソフト事業について
- ハード事業について

A2

【市民生活部長】

(1) 平成27年度から令和6年度までに23団体、延べ39団体が認定を受けており、地元食材で集う食の祭典や、桜フェスティバルなどの地域活性化に向けたイベントが開催されております。また、募集中の令和7年度後期分につきましても、既に幾つかの団体から申請の相談を受けているほか、補助終了後も継続して事業を実施されている団体もございますので、今後も市民活動団体による新たな事業への取組を支援する本事業を通じて、協働のまちづくりを推進してまいります。

【都市政策部長】

(2) 平成26年から本事業を開始しており、市民によるまちづくり活動の支援を通してにぎわいを創出する市民提案事業では、通りの愛称看板の設置及びまちなかサロンの整備の2件、良好な景観形成などを図ることを目的とした景観形成事業では、建築物の修景、修理などの15件に活用されており。今後は、これまでの事業に加えて、歴史的建造物の保存・活用の支援を行い、市民による歴史まちづくり活動につきましても積極的



矢口 勝雄
【一問一答】

Q1

廃棄リチウムイオン電池による発火事故への対策について

- 現状について伺う
- 廃棄リチウムイオン電池の回収方法
- 発火事故の発生状況と発生時の対応
- 本市においての現状の課題として挙げられる点を伺う
- 今後の対応について伺う
- 市民への周知啓発はどのように進めるのか
- 収集・処理施設での新たな対応策はあるのか

A1

【市民生活部長】

(1) ①電池が取り外せる場合には、町内会が管理する資源集積場の乾電池回収用コンテナのほか、土浦市役所本庁舎や各支所・出張所、各中学校地区の公民館において拠点回収として実施している充電電池回収ボックスで回収しております。また、小型家電製品から電池が取り外せない場合は、各中学校地区の公民館や一部小売店等で拠点回収を実施している使用済み小型家電回収ボックスで回収しております。

②リチウムイオン電池が原因であると特定されておりませんが、ごみ収集運搬の際の火災や発火事故は、これまでに4回あり、清掃センターでは、搬入されたごみを集める場所において、昨年度12回の発火を確認しています。また、ごみ収集運搬時に発火事故が発生した際には、運転手の安全確保を最優先としつつ、安全な場所での停車し、荷台の状況確認を行うこととしております。その後、荷台のごみを降ろし、塵芥車に搭載している消火器により初期消火を行い、消防署に通報すること、ごみ収集運搬業者にお願ひしております。なお、清掃センターで発火を確認した

動画は



こちらから

場合には、火元に向けて重点的に放水を行い、火元付近のごみをクレーンで安全な場所へ移動することで、周辺のごみに燃え広がることを防止しております。

(2) 環境省は、各市区町村が回収方法の参考とすることを目的として、「市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対応集」を本年3月に作成しました。この中で、リチウムイオン電池が不適切な排出により、火災事故の原因となり得るため、市区町村は住民に対して注意喚起を行うことが示されていることから、排出する際の注意点等について、より分かりやすく周知をしてまいります。

(3) ①リチウムイオン電池を燃やせるごみや燃やせないごみの袋に入れて排出しないよう、市民の皆様を理解していただくことが、最も大切であると考えております。広報つちうらや冊子などを通じて、分別方法について周知を図っておりますが、不適切な排出による発火事故等の危険性があることから、排出する際の注意点等について、具体的に製品の品目を示すなど、より分かりやすく案内してまいります。

②全国的にごみの収集運搬時の発火事故は、燃やせないごみの収集時に発生することがほとんどであるとされています。本市では、燃やせないごみの収集は週に1回実施しておりますが、収集時には、ごみに強い衝撃が加わらないよう、燃やせないごみを満載しないように対応するとともに、清掃センターでは、ごみ処理工程で発火するおそれのある箇所に常時散水を行うことで、火災の発生防止に努めてまいります。

その他の質問

- 戸籍への氏名振り仮名記載について



福田 勝夫
【一括質問一括答弁】

Q1

土浦市の188の公共施設の再編・再配置について

- 説明会において、どのような意見や質問がありましたか。
- 今年3月に105団体が利用していた生涯学習館が閉館。閉館をするにあたって、利用している人に納得ある説明があったのか。
- 説明会は平日18時開催ではなく土日できないのか。
- 公共施設の浴場（湖畔荘・つわぶき）は継続することはできないか。
- 集約化・統廃合すると、地域文化・共同体が崩れないのか。

A1

【市長公室長】

(1) 今年度は4月に、市内4か所で説明会を開催し、合計75名の方にご参加をいただきました。個別の配置方針案に対するご意見よりも計画全体に関するご意見が多く、公共施設の総量縮減や跡地活用の推進について、スピード感を持って推進すべきといったご意見のほか、利用状況やコストなどのデータの公表、配置方針に対する市民への周知や意見の集約方法などに関するご意見をいただきました。

(2) 令和6年度末で閉館する方針を決定した後の令和6年5月に、施設の利用団体に対する説明会を3回に分けて開催したところ、105団体のうち80団体の参加がありました。説明会では、配置方針決定までの背景や経緯、閉館までのスケジュールなどに関して説明を行い、参加できなかった団体には資料を配布して内容をご案内しました。各地区公民館の空き状況の提供と閉館後の意向確認を行い、新たな活動拠点をスムーズに確保できるよう、利用団体との調整を実施

動画は



こちらから

した結果、ほとんどの団体が各地区公民館を中心に学習活動を継続できしており、施設の閉館については、おおむねご理解をいただいたものと捉えております。

(3) 再編・再配置に関する市民説明会につきましては、在勤・在学中の方の参加も考慮し、平日の夕方6時から開催しましたが、今後、説明会を開催する際には、より多くの市民が参加できるよう地区の意向を伺いながら、土日の開催も含め、柔軟に対応してまいります。

(4) 老人福祉センターの浴室は、利用者が固定化していることや、老朽化により改修、更新には多大なコストが見込まれることなどにより、段階的に浴室サービスを縮小し、湖畔荘は上大津公民館の改修後、つわぶきは今後10年から15年の間に浴室サービスを終了する方針を示しております。その上で、高齢者の介護予防や健康増進、居場所機能などは、今後も残すべきサービスとして捉えておりますので、これらの機能は、他の施設との複合化を行うことで、利便性の向上や機能の確保を図ってまいります。

(5) 市全体における施設の適正配置に配慮しつつ、今後も地区別に集約、複合化等について検討を進めてまいりますので、地域文化等への影響は少ないものと考えております。引き続き、様々な団体の活動拠点として利用され、地域の文化振興やコミュニティの活性化につながるよう努めてまいります。

その他の質問

- 米こめ農家の支援について
- 児童虐待について
- 学校給食のための政府備蓄米の優先供給について



古沢 喜幸
【一問一答】

Q1

常名運動公園について

すでに100億円超を繰り出ししているが、更地の運動公園用地を、住宅団地等として処分することを求める

A1

〔都市政策部長〕

常名運動公園予定地につきましては、現在、都市計画決定をしております。また、国土交通省が定める都市計画運用指針の中では、公園等は長期的な視点で、必要な水準を確保するべく都市計画決定されていることから、高い継続性、安定性が要請されていることに鑑み、区域の一部変更等であっても、その見直しの必要性は慎重に検討することが望ましいとされています。さらに、単にその整備が長期にわたり着手されていないことのみ理由では、都市計画変更の理由には相当しないとされていることに加えて、都市公園法においても、都市公園の保存の観点から、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について、都市公園を廃止してはならないと定められています。このような中、当該地は市街化調整区域に指定され、開発を抑制すべき区域となっていること、また、公園建設予定地内は未買収地が点在している状況にあり、土地の高低差もあることから、住宅地としての開発には課題が多いものと考えております。

Q2

小松二丁目39番街区の一部にある工事途中で放置された幽霊マン・シンについて

- (1) 建築時期について問う
- (2) 固定資産税はどのようなものか
- (3) 所有者と連絡を取れるのか
- (4) 市としての今後の方針、見解を求める

A2

〔都市政策部長〕

- (1) 平成2年8月1日に建築確認申請手続を完了し、当時の資料によると、平成4年8月に工事に着手していると確認しております。

- (2) 固定資産税は、毎年1月1日に、土地や家屋等を所有している方が納税義務者となつて、土地と家屋に対して課税となるものです。このうち、家屋は、屋根や壁に囲まれ、土地に定着し、住居などの目的に供し得る状態の家屋を課税対象としていることから、現状では家屋として認定するに至らず、土地に対する税のみを課税している状態です。

- (3) 当該物件は、平成2年の建築確認申請当時の所有者から、平成25年に土地の所有者が変更となっております。新たな所有者からは、今後の方針及び維持管理に関する相談を受けるなど、所有者と連絡のやり取りをしておりました。近年は、草刈りなど適正に管理されておりますが、今後必要に応じて連絡を取り合ってもらいたいと考えております。

- (4) 引き続き現場の確認を行うなど、維持管理が適正に行われているか、また、防犯、安全面に対しても注視し、所有者への連絡の際には、当該物件の今後の方向性について、意向を確認するとともに、利活用に関しても相談に応じてまいりたいと考えております。



動画は

こちらから



滝田 賢治
【一括質問一括答弁】

Q1

本市の農業振興について

- (1) 2025年度の農業振興における新たな補助金や技術支援の具体的な予算規模、対象農家数、申請手続(サポート)について伺います。
- (2) 輸入米増加の影響による農家の収入減対策について、JA水郷つくばや茨城県との連携方針について伺います。
- (3) 先進事例を参考に、今後本市での農業への育成(技術支援・ブランド化(ふるさと納税へ販路開拓)し、農家支援と地域経済を強化していく必要があるかと思ひます。

- ① 他自治体の農業政策を参考に、本市での類似施策の導入計画や適用可能性は検討しているか伺ひます。
- ② 2024年度の農業振興施策の成果分析と、市民参加型の農業イベント・学校給食での地元産米採用率の現状や10年計画の進捗状況について伺ひます。

A1

〔産業経済部長〕

- (1) 米の需給減少への対策として、米を使用した新たな加工品開発などへの取組を支援する、米穀周年供給・需要拡大支援事業が昨年度に引き続き予算化され、予算規模は1億2000万円となっております。また、個人農家向けの支援として、主食用米以外の米粉用米や飼料用米などの作物を耕作する農家に対し、国が直接交付する水田活用の直接支払交付金がございます。昨年度、171件が申請をし、面積約243ヘクタールが対象となっております。



動画は

こちらから



奥谷 崇
【一括質問一括答弁】

Q1

公共交通網の整備と今後について

- (1) 当初の計画より導入が遅れている「つちまるバス」の準備状況について
- ① 乙戸地区はいつから運行開始できるのか。導入車両に変更はあるのか。具体的な運行方法、コース及び便数は決まったのか伺ひます。
- ② 並木・板谷地区の準備状況を伺ひます。
- (2) 中村南・右粉ルートについて
- ① 運行中の中村南・右粉ルートのつちまるバスの現在の位置づけ及び利用状況を伺ひます。
- ② 2月の運行推進協議会において、両ルートの目標乗車人数を設定しましたが、その目標値設定の考え方を伺ひます。

A1

〔都市政策部長〕

- (1) ① 乙戸地区につきましては、今年度に入り、バス運転手確保の見通しが立つため、年度内の運行を目指し、今議会において、運行経費の補正予算の議案を提出いたしました。導入車両につきましては、導入予定2台中の1台を車椅子のまま乗り降りができるリフト付き車両とし、バリアフリー対応したいと考えております。また、具体的な運行方法としましては、荒川沖駅を起点として、乙戸地区、小山田地区を循環する定時定路線とすること、コース、運賃、便数などにつきましては、令和5年度までの地元協議会において協議を重ねて決定しましたが、地元協議会のメンバーも多数入れ替わっておりますので、改めて経緯を説明し、運行開始に向けた準備を地元の方々、運行事業者とともに進めてまいります。



動画は

こちらから

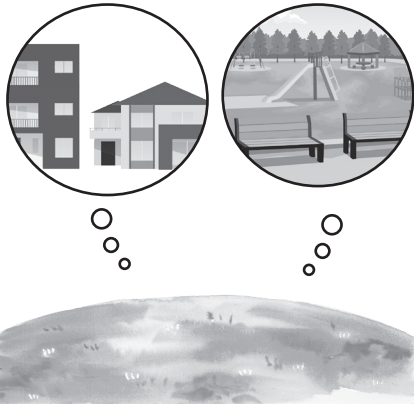
- ② 令和6年2月に、コミュニティ交通導入に向けた事前調査として、地区内のアンケートを実施し、本年2月には並木・板谷地区の地区長にお集まりいただき、アンケート結果の報告と進捗状況の説明を行いました。しかし、各事業者における運転手不足はまだまだ解消するには至っており、今後の見通しは不透明と言わざるを得ないため、今後も運転手確保の状況を注視しながら、並木・板谷地区の皆様には進捗状況をご報告させていただきます。準備を進めてまいります。

- (2) ① 令和4年3月に策定いたしました土浦市地域公共交通計画において、中村南・西根南地区、右粉地区を含む7地区をコミュニティ交通導入促進地区と位置付け、公共交通不便地域の解消に取り組んでおります。中村南・西根南地区につきましては、令和5年度は利用者数1万795人、1便当たり3・0人、令和6年度は利用者数1万2918人、1便当たり3・6人の利用があり、右粉地区につきましては、令和5年度は利用者数6638人、1便当たり1・8人、令和6年度は利用者数8465人、1便当たり2・3人の利用があり、いずれも運行開始以降、順調に利用者数が伸びております。

- ② それぞれの地区において、昨年度までの伸び率を勘案した上で、1便当たりの乗車人数と収支率を設定しております。具体的な数値といたしましては、中村南・西根南地区が1便当たりの乗車人数3・7人、収支率15・8パーセント、右粉地区が1便当たりの乗車人数2・8人、収支率11・0パーセントとし、地元運行協議会と土浦市地域公共交通活性化協議会に諮り、決定いたしました。

その他の質問

- 感震フレーカーの普及促進について





田中 義法
【一括質問一括答弁】

Q1

災害対策におけるドローンの活用その後について

- (1)パイロットの養成状況についてお伺いします。
- (2)機体の保有数は、どうなっているのかお伺いします。

A1
【消防長】

- (1)本市のドローンパイロットにつきましては、国家資格である二等無人航空機操縦士の職員が1名、民間のドローンスクールで認定を受けた職員が1名、内部研修を修了した職員が2名のほかに、安全管理体制を確保した運用が求められることから、補助者6名を合わせた10名で運用を行っております。しかし、災害が長期化した際には交代要員も含めた運用が求められることから、今後も引き続きパイロットの養成を計画してまいります。

Q2

公園運営の今後について

- (1)遊具の点検や樹木のせん定、倒木の対応について適正に管理できているのかお伺いします。
- (2)霞ヶ浦総合公園内のグラウンドの整備について
- ①管轄及び整備の頻度をお伺いします。
- ②グラウンドの境界線が整備されていない箇所における危険性についての考えをお伺いします。

A2
【都市政策部長】

動画は



こちらから

- (1)昨年度、亀城公園の遊具更新及び霞ヶ浦総合公園の駐車場舗装工事を国の交付金を活用し、計画どおり実施いたしました。また、市内各公園の樹木のせん定や倒木の対応につきましては、生育上支障となる枝のせん定や倒木のおそれがある樹木の伐採など、緊急性、必要性の高いものを優先して実施しており、公園が、安心、安全、快適に利用できる憩いの場となるよう、引き続き、公園施設及び樹木の適正管理に努めてまいります。

【教育部長】

- (2)①公園の敷地は茨城県が所有し、本市が昭和58年より茨城県から管理許可を受けているもので、公園内のグラウンドなどの利用に関する申請及び許可につきましては、スポーツ振興課が産業文化事業団に業務を委託しております。また、グラウンドの整備につきましては、毎年12月から2月に芝の養生をしているほか、芝刈りを年10回程度実施し、快適に利用できる環境を整備しております。

- ②これまで利用団体の方が周囲の安全に配慮いただき、グラウンド外の遊歩道を通行する方々などに注意喚起をしていたいただいていることもあり、事故などは発生しておりませんが、今後、事故などが発生する可能性も否めないことから、職員による巡回を実施するとともに、ボールの飛来する場合に備え、利用団体及びその他の来園者に対して口頭での注意喚起を行うほか、公園内に注意喚起の看板設置を検討するなど、より安全性の確保に努めてまいります。

その他の質問

- 市内の閉館・閉所施設の今後について

Q1

認知症の方に寄り添った地域社会の構築について

- (1)認知症に関する知識及び認知症の方に関する理解を深める取組について伺う
- (2)認知症の方の尊厳ある暮らしを守るケア技法であるユマニチュードの普及について伺う
- (3)地域における認知症ピアサポート環境の整備について伺う
- (4)認知症の方の行方不明者対策の強化について伺う

A1
【保健福祉部長】

- (1)情報提供ツールといたしまして、土浦市よくわかる認知症ガイドブックと認知症ケアパスを平成28年に作成し、現状に沿った更新を図りながら、窓口などで配布しております。また、認知症の方や家族の思いに寄り添った行動ができる人を増やすため、本市のいきいき出前講座のメニューに、認知症サポーター養成講座を登録し、地域や学校、企業の皆様などを対象に開催しております。令和6年度末時点で、市内の受講者の数は1万6241人となり、職員の受講率も90パーセントを超えています。

- (2)ユマニチュードとは、人間らしさを取り戻すという意味を持ち、見る、話す、触れる、立つを四つの柱としたコミュニケーションを複数組み合わせ実践し、認知症の方に安心感を与え、ケアをする方と良い関係を築くことを目的とするものです。今後もユマニチュードをはじめ、様々な技法の良いところを参考に、認知症の方の意思を尊重したケアや対応が広まるよう取り組んでまいります。



根本 法子
【一括質問一括答弁】

動画は



こちらから

- (3)ピアサポートとは、同じ悩みや経験を持つ者同士が支え合う活動のことです。本市では、認知症の方やそのご家族などが自由に集える認知症カフェ「ふれあい茶屋さくら」と「ふれあい茶屋おらが里」を毎月1回開催しております。さらに、認知症と診断された方とそのご家族を対象に意見交換などを行う本人・家族ミーティングを令和4年度から開始しております。参加者を増やすなどの課題はございますが、今後も継続して本人や家族が認知症について話せる場や、地域や専門職とのつながりを増やす機会となるよう取り組んでまいります。



- (4)認知症高齢者などが行方不明になった際には、ネットワークに登録していただいている協力機関と見守りサポーターに情報を配信する土浦市ふれあいSOSネットワークや、65歳以上のひとり暮らしの方や認知症の症状がある方が本人のお名前や緊急連絡先などを登録し、登録番号が付いたキーホルダーを持ち歩く高齢者見守りキーホルダーなどがございます。そのほかにも、配達や訪問をするこ

Q1

悩んでいる児童生徒に対する相談体制について

- (1)児童生徒が気軽に相談をすることができ窓口はあるかを伺う。
- (2)学校だけでなく民間の協力機関や支援団体についてどの程度把握しているか、把握していない場合は今後どのような協力関係を築いていけるのかを伺う。

A1
【教育長】

- (1)学校内の相談としましては、各学校で年3回程度、1週間程度の先生と話をうよ週間や、声に出して相談することが苦手な児童生徒に有効なツールとして活用されている一人一台端末を活用したオンラインのつちまる相談室などがございます。また、学校外での相談窓口としましては、土浦市教育相談室において、子供一人一人の状況に応じた様々な疑問や悩みについて来室相談と電話相談を受けております。

- (2)本市では、令和3年度に不登校児童生徒相談指導における民間施設についてのガイドラインを策定し、ガイドラインに基づき、児童生徒が個々の状況に応じた学びを継続できるよう、民間フリースクールとの更なる連携に取り組んでおります。具体的には、民間フリースクールから施設へ通室している児童生徒の出欠の日数や、通室時の学習の状況などが毎月、在籍する学校に報告されており、これに基づいて、教育委員会の職員がフリースクールを実際に訪問し、通室生の学習状況やコミュニケーションの状況などを把握し、学校とフリースクールが円滑に情報交換が行えるよう取り組んでおります。



菅井 歩美
【一括質問一括答弁】

動画は



こちらから

Q2

不登校の児童生徒に対する支援体制について

- (1)本市における不登校児童生徒の支援方法や対応、どのようなキャリアを持つ人員が配置されているか、また、昨年度と比べた変更点について伺う。
- (2)改善策や環境づくり等、サポートについての具体的な取組について伺う。

A2
【教育長】

- (1)本年度より、校内の空き教室を活用して全ての中学校に、教室や学校に行きづらい生徒が過ごせる校内フリースクールを常時開設し、教員免許を持つ校内フリースクール支援員を配置しております。また、適応教室ポプラひろばでは、ICTを活用した連絡相談等の支援や教育相談員が各学校の校内フリースクールへ直接出向き、支援方法を現場の教職員と共有するアウトリーチ型の支援の充実を進めるなど、不登校児童生徒に関わる専門職と学校、教育委員会で連携強化を図っております。

- (2)不登校児童生徒の相談支援には、子供たちを取り巻く様々な状況、背景があることから、本年10月に設置予定の土浦市教育支援センターを中核機関として、不登校の取組に関する関係者の意識を高めるとともに、公的機関だけの支援では対応し切れない隙間にもしっかりと対応していただけるよう、民間施設をはじめ、児童生徒に関わる機関との連携を更に強化し、支援の充実を図ってまいります。



平石 勝司
【一問一答】

Q1

DX推進について

- (1) 民間事業者との連携について
- (2) 地域通貨について
- (3) マイナンバーカードを活用した住民サービスの拡充について

A1
【市長公室長】

(1) DXに関しては、デジタル商品券や地域通貨との連携などを一例として、現在、様々な分野で推進が期待されております。今後、地域課題の解決や地域の活性化につながる新たなDXの取組を推進するには、官民それぞれの得意分野を生かし、協力的体制を構築する必要がありますので、民間事業者との連携はますます重要になっていくと認識しております。

(2) 地域通貨には、地域経済やコミュニティの活性化、地域資源や価値の発掘など多くのメリットがありますので、先進自治体の取組事例などを研究しつつ、検討を進めるべき施策の一つであると考えております。

(3) 地域通貨やポイント制度の活用は、健康づくりや子育て支援などの各分野において、地域内での経済循環を生み出す手段の一つとして、一定の効果が期待されるものと認識しております。一方で、制度の導入に当たっては、制度設計や運営に係るコスト、整備体制などの課題もありますので、他自治体の先行事例や導入効果を検証しながら、本市の実情に即した形で導入の可能性について、関係部局と連携を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

動画は



こちらから

Q2

特区制度について

- (1) 特区制度に対する本市の考え方について
- (2) 特区制度の活用について

A2
【市長】

(1) 本市には、特色ある企業や優秀な学校、花火をはじめとしたイベントなど、多くの全国に誇るべき地域の宝がある一方、様々な課題もあると認識しております。これらの宝の活用や課題解決に向けて、規制緩和を求める社会のニーズや、法の規制が妨げとなり実施困難となっている事業などについて、引き続き調査研究を行いながら、特区制度を含め、様々な制度の柔軟かつ積極的な活用により、本市の更なる活性化を目指してまいりたいと考えております。

【市長公室長】

(2) 本市において特区制度の適用を目指す際には、法の規制を超えることで飛躍的に発展する分野を見極めながら、対象地域の選定や、いずれの特区制度の適用を目指す、といった先進的な施策を打ち出していくのかといった検討が必要になってくると考えております。今後、土浦全国花火競技大会をはじめとした観光のほか、医療、介護などの各分野において特区制度を活用し、規制を緩和することで、更に本市の活性化に資すると思われる施策について調査研究してまいります。



竹内 裕
【一括質問一括答弁】

Q1

改正戸籍法の内容と対応について

- (1) 改正戸籍法の内容について伺う。
- (2) いわゆる「キラキラネーム」への対応について伺う。

A1
【市民生活部長】

(1) 戸籍法の一部改正により、戸籍の記載事項に新たに氏名の振り仮名を追加することになりました。制度開始後に出生等により初めて戸籍に記載される方は、届出時に振り仮名を届け、制度開始時に既に戸籍に記載されている方は、本籍地の市区町村が戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名をはがき等で通知し、誤っている場合は法施行日から1年以内に届出をし、正しい場合は届出をしなくても、1年後に本籍地市区町村により振り仮名が記載されます。

(2) 国の基準を基に審査し、特に疑義があるものについては、一般の読み方であることの説明を記載した書面を提出していただき、職員等において判断します。しかし、疑義が解消しない場合には、管轄の法務局へ受理照会し、管轄法務局でも判断できない場合には、法務省まで照会し、法務省でその名前を認めるかどうかの判断をします。

Q2

犯罪被害者等支援条例の土浦市の対応について

- (1) 条例を制定している自治体が増えています。土浦市は条例を制定する考えはあるのか伺う。
- (2) 誹謗中傷などの二次的被害の防止対策について伺う。

A2
【市民生活部長】

(1) 支援制度の重要性を認識し、土浦市犯罪被害者等支援条例の今年度内制定を目指して取り組んでおります。

動画は



こちらから

Q3

単身で、身寄りのない高齢者対策について

- (1) 龍ヶ崎市の「生活支援サポート」事業について伺う。
- (2) 引き取り手がない遺体の現況と対応について伺う。

A3
【保健福祉部長】

(1) 龍ヶ崎市の生活支援サポート事業は、日常生活の家事支援等を希望する高齢者等に対し、市が養成したサポーターが支援を行うものですが、本市におきましては、社会福祉協議会が、65歳以上で家事援助などの支援が必要な高齢者などに、ボランティアの協力会員がお手伝いをする友愛サービスを実施しております。サービスは年会費1000円で、午前9時から午後5時までは1時間600円、それ以外の時間帯は800円で利用することができます。

(2) 本市におきましては、身寄りのない方や親族と疎遠であるなどの理由により、遺体の引き取り手がない事案は、令和4年度45件、令和5年度53件、令和6年度60件と、年々増加傾向にございます。また、市が遺体の引き渡しを受けた場合には、法律などに基づき火葬を行い、戸籍照会などによるご親族の調査を実施しております。調査においてご親族が判明した場合は、遺骨の引き取りの意向確認を行い、引き取り手がない遺骨につきましては、一定期間、納骨堂に安置した後、市営霊園に合葬という形で埋葬しております。



柳澤 健二
【一問一答】

Q1

産後ケア事業を含む子育て世帯の負担の軽減について

- (1) 保育所・幼稚園を含む、子育て支援制度に係る申請方法について
- (2) 現在の方法は
- (3) 電子化への対応は
- (4) 本市における産後ケア事業の実態について
- (5) 利用者の予約方法について
- (6) サービス利用の可否を判断する基準は
- (7) 出生数と予算の関係について
- (8) 今後の展開について

A1
【子ども未来部長】

(1) 現在、保育所等への入所手続につきましては、保育課窓口において行っており、面談も兼ねていることから、入所を予定しているお子様にも一緒に来庁していただいております。しかし、窓口での面談がお済みの申請者で、後日提出が必要となった就労証明書などの一部書類につきましては、メールでの提出も可能としております。また、児童手当の申請や育児相談の予約など、一部事業につきましても、オンラインや茨城電子申請届出サービスなどを活用したオンライン申請を導入しております。

(2) 入所手続や児童扶養手当、遺児手当などにつきましては、単なる申請手続にとどめず、面談による相談を通じて、適切な支援につなげることを重視していることから、紙による申請方式を採用しておりますが、今後、事業の特性や相談対応の必要性などを総合的に勘案しつつ、他市町村の事例も参考に

動画は



こちらから

しながら、更なる電子化の可能性について検討してまいります。

(2) ①本市では、伴走型相談支援を行うために、申請ごとに面談を行い、希望する施設の調整を行っております。今後、利用申請を受け、面談を行い、利用者一人一人のニーズに合わせたケアの形、施設、日程を可能な限りご希望に沿えるように調整してまいります。

②申請は面談を必須としており、地区担当保健師などの専門職が面談し、産後ケアを必要とする理由や困っていることを聞き取り、医療機関受診の必要性がないかどうかも確認の上、支援内容等のプランを作成しております。

③本事業におきましては、出生数に対する産後ケア利用の実人数の割合を利用率としており、今年度につきましては、昨年度までの利用率の増加分の平均値から、7・6パーセントを目標として設定し、その値を基に500万7000円を予算として計上しております。

④令和5年度より、多胎児加算分や1回分の上限25000円の利用料減免など、利用者負担の軽減に努めてまいりました。また、市内にある産後ケア施設は、令和5年度までは1か所のみでしたが、令和7年度までに2か所増え、現在は3か所と契約を締結しております。今後も県内の契約施設を拡充することで、産後ケアを必要とする方から利用しやすく広げてまいります。



吉田千鶴子
【一括質問一括答弁】

Q1

令和7年4月施行の「土浦市人材育成・確保基本方針」について

- (1)「土浦市人材育成・確保基本方針」の背景と目的について伺う。
- (2)「土浦市人材育成・確保基本方針」の職員研修の実施については、リスキリングの重要性についてどのように考えていますか。また、具体的な様々な研修の取組についてはどのように考えていますか。
- (3)人材確保についての取組について
- ①本市における職員の採用状況や人材確保の現状をお聞かせください。
- ②「土浦市人材育成・確保基本方針」の人材確保についてはどのように考えていますか。

A1
【総務部長】

- (1) 地方公共団体における人材の育成や人材の確保の重要性が高まる中、令和5年12月に総務省が人材育成・確保基本方針策定指針を公表し、地方公共団体が人材育成・確保基本方針を策定する際の留意点等を示しました。本市におきましては、全ての職員が人材の育成や人材の確保を図るための基本的な考え方を共有し、主体的に能力や資質の向上を図るため、総務省の指針に基づき本年4月に、これまでの土浦市人材育成基本方針を土浦市人材育成・確保基本方針として改定いたしました。

- (2) 本市におきましても、高度化、多様化する行政課題に対応するためには、リスキリングが重要と認識しており、

動画は



こちらから

- 人材育成・確保基本方針において、職員がリスキリングやスキルアップのために主体的に行う学習活動を人材育成の基本と位置付けております。具体的には、一級建築士や情報技術者などの資格試験受験料等の一部を助成する資格等取得助成制度や、語学、一ツスキルなどを学ぶ通信教育講座受講料の一部を助成する通信教育助成制度、先進的かつ高度な知識、技能を習得するための自治大学校等への派遣研修制度などがございます。
- (3) ①事務職はおおむね採用計画どおりの職員数が確保できておりますが、受験者数は年々減少傾向にあり、令和5年4月採用時の受験者数は259人、令和6年4月採用時は222人、本年4月採用時は209人という状況でございます。特に福祉職や技術職の応募が少なく、専門職の確保が喫緊の課題となっております。
- ②SNS等による積極的な情報発信や、受験者の負担軽減を図るための試験方法の工夫をすることにも、人材育成・確保基本方針に定める目指すべき職員像に沿った人物重視の採用により、本市職員にふさわしい人材の確保に努めております。

その他の質問

- 環境施策・二酸化炭素の排出量の削減、脱炭素の取組について
- 土浦市桜まつり・乙戸沼公園にあんとんを設置することについて

Q1

困難な問題を抱える女性の支援について

- (1) 困難な問題を抱える女性支援基本計画策定の進捗状況について伺う。
- (2) 「寄り添い支援事業」の現状と今後の取組について伺う。

A1
【市民生活部長】

- (1) 第4次土浦市男女共同参画推進計画の後期計画を今年度末に策定することになっておりまして、国が示す困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本方針に基づき、様々な問題を抱える女性が相談しやすい環境整備や、その問題を解決するため、関係機関と連携した支援体制の整備などを盛り込んでまいります。

- (2) 本事業は、社会的に孤立し、困難や不安を抱えている女性に対し、NPO法人の知見を生かした電話や対面などの相談支援に加え、同行支援、訪問型支援など、個人の状況に寄り添った、きめ細かい支援を行うものでした。しかし、同行支援や訪問型支援は、ほとんど利用がなく、相談の利用についても、寂しさや不安などが主なもので、市で継続して実施しておりまずフェミリスト相談事業とのすみ分けが図れなくなったため、寄り添い支援事業は令和6年度末で終了し、現在は相談者が利用しやすいよう、市における女性専用の相談窓口をフェミリスト相談事業に一本化いたしました。また、困難女性支援法では、多様な支援を包括的に提供するために、所属を超えた体制整備が求められていることから、今まで以上に各関係機関と連携を強化し、支援体制の充実を図ってまいります。

Q2

私有地（山林、荒地）における太陽光発電の造成について

- (1) 私有地（山林、荒地）における太陽光発電の造成についての基本的な考え方について伺う。
- (2) 増加している太陽光発電所についての問題はないのか市としての見解を伺う。

A2
【都市政策部長】

- (1) 本市におきましては、災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護に配慮した適正な方法によるものとするため、平成28年12月に、土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例を制定しております。本条例では、事業者が発電出力50キロワット以上の設備を設置する場合には、届出を行うこととし、発電設備の設置及び管理に関しては、自然災害の発生が危惧されるなどの事由により、河川区域や急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域などを抑制区域と定めるなど、太陽光発電設備の設置に当たりましては、本市の条例に基づく対応に努めております。

- (2) 周辺環境への配慮が重要であると考えており、配慮が必要な事項として、防災及び安全対策に関することや、生活環境の保全に関すること、町内会及び近隣関係者に関すること、発電設備を設置した後の維持管理に関することなどを条例において定め、事業者に対して特段の配慮を行うよう求めており、今後も適正な設置・運用がなされるよう指導してまいります。

動画は



こちらから

Q1

学校現場での熱中症対策について

- (1) 水分補給を促す為にも、学校内に給水機の設置は必要だと思いますが、本市の考えをお伺い致します。

A1
【教育部長】

- (1) 設置場所や台数、休み時間などの利用が集中したときの対応、衛生的に使用するためのメンテナンスなど、検討すべき様々な課題がございますが、設備面からも熱中症対策を図っていくことは重要であると考えておりますので、給水機の設置場所や利用に当たつてのルールといった課題について学校とも協議しながら、設置に向けて検討してまいります。

Q2

小1の壁対策について

- (1) 朝の居場所について本市の考えをお伺い致します。

A2
【教育部長】

- (1) 居場所の設置箇所や、子供を監護する人材の確保、子供を見守る地域の協力、親の勤務時間を柔軟に選択できる職場環境の整備など、各自治体、地域、企業、それぞれの協力により対策が必要と考えており、今後、関係部署及び地域、企業とも連携し、調査研究を進めてまいります。

Q3

市独自に高齢者や障がい者に向けて新たに働く場を創出する事が出来ないか、本市の考えをお伺い致します。

A3
【保健福祉部長】

- 高齢者の就労の場の代表的なものとして、シルバー人材センターがあり、

動画は



こちらから

- 本市からも財政的な支援を行うとともに、業務を発注し、様々な事業において非常に重要な部分を担っていたいております。さらに、ふるさと納税返礼品として、シルバー人材センターによるお墓の掃除やお墓参り代行などのメニューがございますので、今後更なる周知を図ってまいります。また、障害がある方の就労につきましては、自立した生活を送るために必要な様々なサービスや制度が整備されており、就労継続支援B型のサービスを提供している事業所では、障害や年齢、体力などの理由から、一般企業などで雇用契約を結んで働くことが難しい方に対して、就労の機会や生産活動の場を提供しております。

Q4

ダブルケアの対策について

- (1) 介護保険を利用して住宅改修や工事等を行う際、金銭的負担を軽減する「受領委任払い」方式を本市でも導入するべきだと思いますが、考えをお伺い致します。

A4
【保健福祉部長】

- (1) 受領委任払いの場合、利用者にとっては支払い時の経済的負担が軽減される反面、安易な住宅改修により介護給付費が増加し、最終的には介護保険料の増額につながることも危惧されております。また、県内で受領委任払いを導入している市町村は、44市町村中36市町村で、住民税非課税世帯のみを対象としている場合や、施工業者を登録制としている場合など、各市町村の独自の運用となっております。今後、他市町村の状況等も参考にさせていただいた上で、対象者を限定した制度導入を検討してまいりたいと考えております。

議長就任のごあいさつ



議長
勝田 達也

この度、第52代議長に就任いたしました勝田達也です。歴史ある土浦市議会の議長として先達の重ねてきたご功績に思いをはせるとその責任の重さに改めて身の引き締まる思いがいたします。

議会は予算、条例など市民生活に直結した様々な施策を議決する機関です。そこに市民の皆様のご意思を反映させるために、皆様から負託を受けた市議会の議員の多様な意見を尊重いたします。そして、合議制議会がこれまでに積み重ねてきた知恵を活かし、議会としての決定をしてまいります。各議員が論を興し、活発な議論が交わしやすい環境を整えてまいります。

霞ヶ浦の恩恵を受け栄えてきた歴史と伝統ある土浦市は多くの高校生が通う文教都市であり、常磐線の利便性が向上し、都心へのアクセスに優れ、れんこん、花卉、米の生産といった農業、漁業などの一次産業、生産用機械器具生産などの二次産業、商業、物流、サービス業、観光、豊かな食材を活かした食文化を醸成させている飲食業などの三次産業がバランス良くまちの産業を形成しております。

第9次土浦市総合計画に掲げます「夢のある、元気のある土浦」実現のために、市長をはじめとする執行機関の皆さまとは健全な緊張関係を持ち、共に市政の課題解決に取り組んでまいります。土浦市の更なる発展と市民福祉の向上を目指し、公平で公正な議会運営に取り組んでいくことをお誓い申し上げます。議長就任のご挨拶とさせていただきます。

議会内人事

第2回定例会において、次のとおり各委員会が新しい体制になりました。

議会運営委員会の
委員が代わりました。

委員長 篠塚 昌毅
副委員長 平石 勝司
委員 今野 貴子
委員 島岡 宏明
委員 矢口 勝雄
委員 奥谷 崇
委員 田中 義法

総務市民委員会の
委員長・副委員長
が代わりました。

委員長 目黒 英一
副委員長 菅井 歩美

文教厚生委員会の
委員長・副委員長
が代わりました。

委員長 田中 義法
副委員長 矢口 勝雄

産業建設委員会の
委員長・副委員長
が代わりました。

委員長 今野 貴子
副委員長 吉田 直起

予算決算委員会の
委員長・副委員長
が代わりました。

委員長 下村 壽郎
副委員長 奥谷 崇

広報広聴委員会の委員
が代わりました。

委員長 鈴木 一彦
副委員長 矢口 勝雄
委員 篠塚 昌毅
委員 平石 勝司
委員 下村 壽郎
委員 今野 貴子
委員 奥谷 崇
委員 目黒 英一
委員 田中 義法
委員 吉田 直起
委員 菅井 歩美



政治倫理

審査委員会委員が

決定しました

政治倫理審査委員会とは

議員が市政に対する市民の負託に応えるため、その倫理性を自覚し、公正かつ清廉を基本姿勢とする議員活動により、政治倫理の確立を期すことを目的として、土浦市議会議員の政治倫理に関する条例により設置された機関です。今回改選となり、任期2年で8名の方が市長の推薦を得て、議長が委嘱しました。委員は、「専門的識見を有する方」と「市民」の区分から構成されています。

専門的識見を有する方

(委員名は五十音順)

秋山 環氏
説田 賢哉氏
堀 賢介氏

市民

今高 博子氏
遠藤 三郎氏
中川 喜久治氏
羽成 利広氏
福島 幸子氏

次回定例会の主な予定

- 9月2日(火)本会議【招集日】
- 9月8日(月)本会議【一般質問】
- 9月9日(火)本会議【一般質問】
- 9月10日(水)本会議【一般質問】
- 9月24日(水)本会議【最終日】

編集後記

今議会定例会の最終日、議長が交代し、新たな体制での議会運営がスタートしました。また、4名の議員が永年在職表彰を受けましたことをご報告いたします。市民の皆様との対話をこれまで以上に大切にし、より開かれた議会を目指してまいります。皆様と力を合わせ、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

これからも市民の皆様から寄せられるご意見やご要望をしっかりと受け止め、市政に反映できるよう努めてまいります。暑い日が続きますが、どうぞお体に気をつけてお過ごしください。

(副委員長 矢口 勝雄)

広報広聴委員会

委員長 鈴木 一彦
副委員長 矢口 勝雄
委員 篠塚 昌毅
委員 平石 勝司
委員 下村 壽郎
委員 今野 貴子
委員 奥谷 崇
委員 目黒 英一
委員 田中 義法
委員 吉田 直起
委員 菅井 歩美